

出たごみ どのくらい?

平成15年度の芳賀町から排出されたごみの量と
不法投棄防止対策について、概要をお知らせします。

◎芳賀郡中部環境衛生事務組合への排出量 (中部環境衛生事務組合の負担金 1億6,846万円)

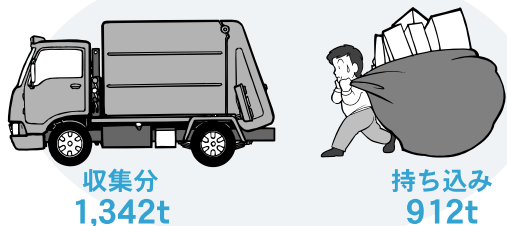
平成15年度の一年間で中部環境衛生事務組合に排出されたごみは、平成14年度と比べると、65トン(前年比1.9%)増加しています。特に可燃ごみは58トン、不燃ごみは66トン増加しています。(表1)

可燃ごみをごみステーションからの収集量と直接施設へ持ち込む量で比べると年々、直接施設に持ち込む事業系一般廃棄物の割合が高くなっています。(図1)

■中部環境衛生事務組合(表1)

可燃ごみ	不燃物	紙類	缶PET
2,254	267	395	124
(2,196)	(201)	(449)	(123)
ビン類	衣類布類	粗大ごみ	合計
187	31	145	3,403
(195)	(27)	(147)	(3,338)

■可燃ごみ内訳(図1)



◎資源物回収事業 (支援費 330万円)

PTAや子供会、公民館等での資源物(紙類・鉄類・ビン類)回収事業は、平成14年度と比べると、106トン増加しています。(表2)特に紙類と鉄類の回収量が増えています。

■資源物回収事業(表2)

紙類	アルミ缶	ビン類	鉄類	合計
165	15	18	132	330
(126)	(13)	(20)	(65)	(224)

◎プラスチック類発泡トレー類回収処理事業

(回収処理委託費 393万円)

平成15年度は、16カ所の拠点で15トンのプラ類トレー類を回収し、リサイクルしました。今年度は、8月現在で43カ所の拠点で、既に23トンのプラ類トレー類をリサイクルしています。(図2)

■プラスチック類・発泡トレー類回収量(図2)



◎不法投棄防止対策 (対策費 998万円)

平成15年4月から「芳賀町から不法投棄をなくす条例」を施行し、ポイ捨てや投棄された粗大ごみの回収、監視を厳しくしています。(図3)29件の投棄者が判明し、うち20件が町外在住者でした。

■不法投棄物回収量(図3)



まとめ

循環型社会「環の町芳賀」を実践していただき、少しずつ増加の割合が減ってきていますが、もっと減らしていかないと「ごみの問題」が膨らんでいくばかりです。

「私一人が頑張っても…」ではなく「私がまず頑張らなくては」という意識で、環境にやさしい芳賀町づくりを一緒に目指しましょう。

道路交通法改正

平成16年11月施行



5万円以下の罰金

自動車などの走行中の携帯電話の使用は以前より禁止でしたが、事故を起こした場合のみ罰則の対象でした。改正により事故を起こさなくても罰則の対象となります。



30万円以下の罰金

飲酒検知(呼気中のアルコール濃度の検査)拒否に対する罰金が5万円から30万円に引き上げられます。



2年以下の懲役又は50万円以下の罰金

集団暴走行為は危険にあった方がいなければ罰則の対象となりませんでしたが、暴走行為をした時点で罰則の対象になります。

5万円以下の罰金

また、騒音運転等に対する罰則ができました。マフラー直結などの消音器不備車を運転した者には現行2万円以下の罰金が5万円に引き上げられます。